

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目 5 番 4 号赤坂室町ビル

氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊本 亮

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 5 月 2 8 日

許可の有効年月日 令和 1 4 年 5 月 2 7 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

① 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）

② 廃酸（pH 2. 0 以下のもの）

③ 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの）

④ 感染性産業廃棄物

(以上 4 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

① 廃酸（pH 2. 0 以下のもの）（廃バッテリーに限る。）

② 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの）（廃バッテリーに限る。）

③ 感染性産業廃棄物

(以上 3 種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目 1 2 番 1 2 号、1 2 番 2 2 号

積替え保管面積：4, 057. 05m² 最大保管高さ：1. 48m

産業廃棄物の種類	保管量
廃酸(pH2. 0 以下のもの)、廃アルカリ(pH1 2. 5 以上のもの) (いずれも廃バッテリーに限る。)	パレット2枚 : 1. 44m ³
感染性産業廃棄物	プラスチック容器105個 : 2. 10m ³
	保管量合計 : 3. 54m ³

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 13 年 5 月 28 日 新規許可

令和 7 年 5 月 28 日 更新許可 第 4 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、
その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター



東京都